政　令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十一号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第六号中「こと」の下に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十三条に次の一号を加える。

四　日本放送協会の配信（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三十一号に規定する配信をいう。次条第五号において同じ。）の業務に係る技術的事項に関すること。

第八十四条に次の一号を加える。

五　配信の業務に係る日本放送協会と他の放送事業者その他の事業者との協力に関すること。

第八十五条第二号中「（昭和二十五年法律第百三十二号）」を削り、「に規定する」を「の規定による」に改め、「受信」の下に「及び放送番組の視聴」を、「責務」の下に「（次号において「放送法第九十二条の責務」という。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　他の放送事業者の放送法第九十二条の責務の履行のための日本放送協会の協力に関すること。

第百一条第一号イ中「陸上に」を「陸上等（電波法第六条第八項第二号に規定する陸上等をいう。）に」に改める。

附　則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十二号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の二の二第一項」を「第二十四条の三第一項」に改める。

附　則

この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十三号

放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二十二条第三号及び第百七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（放送法施行令の一部改正）

第一条　放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を次のように改める。

十一　協会の放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）の配信を行う事業

第二条第十二号中「放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する」を「配信の」に改める。

第八条第一項第一号ニ中「第二十条第一項第三号」を「第二十条第一項第六号」に改め、同号ホ中「協会国際衛星放送」の下に「並びにこれらの放送の放送番組の配信」を加え、同号ト中「第六十四条第一項」を「第六十四条第八項第一号」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第六十四条第一項第二号」を「第二十条の三第九項」に改める。

一　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第五条の表有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項第二号に規定するラジオ放送の業務を行うための設備の項

二　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の表一の項

附　則

この政令は、放送法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

国土交通大臣　中野　洋昌

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　石破　茂